

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）等 に対する意見募集の結果について

令和 8 年 5 月
経 済 産 業 省
大臣官房産業保安・安全グループ
鉦山・火薬類監理官付

令和 8 年 4 月 6 日付けで、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）等に関する意見募集を行いました。その結果は、以下のとおりです。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募集期間：令和 8 年 4 月 6 日（月）～令和 8 年 5 月 6 日（水）
- ・ 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）のウェブサイトに掲載、窓口での配布
- ・ 意見提出方法：e-Gov意見提出フォーム、電子メール、及び郵送

2. 意見公募の対象

- （1）火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）
- （2）火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（案）

3. 提出意見数

3 件（3 の個人、事業者から 2 3 件のご意見をいただきました。）

4. 提出されたご意見の概要及びそれに対する回答

別紙 1 及び 2 のとおり。

※なお、火薬類取締法とは関係のない御意見については、今後の参考とさせていただきます。

5. お問い合わせ先

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 鉦山・火薬類監理官付
電話番号：03-3501-1870

○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集に寄せられたご意見の概要及びご意見に対する回答

	意見の対象	意見の要約 ※趣旨を変えない範囲で要約しています。	回答
1	制定文	「次の表のように改正する。」と端的に規定しているが、他の府省令においては、例えば、「次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。」というように傍線の摘要についても規定しているが、同じように改正する必要はないのか。	御意見ありがとうございます。経済産業省令においては、このような形式で統一させていただいております。
2	施行規則第2条	昭和以前に制定された法令は「あつて」を用いており、平成以後に当該法令の改正を行う場合も「あつて」を用いているが、今般、「あつて」とあるのを「あって」と改めることとしている趣旨は何か。上位法令と並びが取れていないのではないのか。	「法令における拗（よう）音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（通知）」（昭和63年7月20日内閣法制局総発第125号））における「旧基準法令」は法律・政令に関するものであり、省令は含まれません。また、同通知においては、旧基準法令に係る一部の場合を除き、法令に表記する促音は小書きとする旨記載されておりますので、同通知の趣旨に基づき改正案において促音は小書きとしております。
3	施行規則第8条第1項第1号、第2号及び第5号	第1号、第2号及び第5号に同じ「第二条第一項の火薬類製造営業許可申請書に添付された事業計画書の記載事項の変更を要するものを除く。」があるので、第1号を「第二条第一項の火薬類製造営業許可申請書に添付された事業計画書の記載事項の変更を要するものを除く。以下この条において同じ。」に修正し、第2号及び第5号の「（第二条第一項の火薬類製造営業許可申請書に添付された事業計画書の記載事項の変更を要するものを除く。）」を削除してはどうか。	御指摘を踏まえ、第1号の取替えの工事の規定ぶりについては、「取替え（第二条第一項の火薬類製造営業許可申請書に添付された事業計画書の記載事項の変更を要するものを除く。次号及び第五号において同じ。）の工事」と修正いたします。また、第2号及び第5号を御指摘を踏まえ修正いたします。
4	施行規則第8条第1項第3号	「 <u>変更</u> の工事」を「 <u>変更する</u> 工事」に改めているが、「変更する」は動詞であるためこの「 <u>する</u> 」にのみ傍	御指摘を踏まえ、新旧それぞれ「 <u>変更する</u> 」及び「 <u>変更の</u> 」と修正いたします。

		線を引いて改正するのは不適切ではないか。	
5	施行規則第8条第1項第3号～第5号	第5号を第3号及び第4号の前に移動することで、従来どおり「取替え」→「変更」→「撤去」の順に整理すべきではなか。	改正案では、設備等の技術上の基準との対比がしやすくなるよう、同基準において規定されている順番に規定しております。御意見を踏まえ検討いたしましたが、原案のとおりとさせていただきます。
6	施行規則第14条第1項第1号	「第一号ハを削り、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える」として、イを新設する形で改正をするか、「第一号イからハまでを次のように改める」として、イからハまでを全改めする形で改正をすべきではないか。	御指摘の前段のとおり修正いたします。
7	施行規則第14条第1項第1号	製造に係る軽微変更を規定する第8条に合わせて、第1号イをロ及びハの後ろに移動すべきではないか。	改正案では、設備等の技術上の基準との対比がしやすくなるよう、同基準において規定されている順番に規定しております。御意見を踏まえ検討いたしましたが、原案のとおりとさせていただきます。
8	施行規則第14条第1項第1号、第2号及び第5号	第1号、第2号及び第5号に同じ「（第十三条第一項の火薬庫設置等許可申請書に添付された火薬庫工事設計明細書の記載事項の変更を要するものを除く。）」があるので、第1号を「第十三条第一項の火薬庫設置等許可申請書に添付された火薬庫工事設計明細書の記載事項の変更を要するものを除く。以下この条において同じ。」に修正し、第2号の「（第十三条第一項の火薬庫設置等許可申請書に添付された火薬庫工事設計明細書の記載事項の変更を要するものを除く。）」及び第5号の「（金網、鉄棒又は屋根の外面が第十三条第一項の火薬庫設置等許可申請書に添付された火薬庫工事設計明細書の記載事項の変更を要するものを除く。）」を削除してはどうか。	御指摘を踏まえ、第1号の取替えの工事の規定振りについては、「取替え（前条第一項の火薬類製造営業許可申請書に添付された事業計画書の記載事項の変更を要するものを除く。次号及び第五号において同じ。）の工事」と修正いたします。また、第2号及び第5号を御指摘を踏まえ修正いたします。
9	施行規則第14条第1項第5号	火薬庫の通気孔若しくは換気孔の「金網及び鉄棒」はセットになっていると考えられるため、第5号は、「火薬庫の通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、地下に設置する一級火薬庫の放爆用トンネルの地上の開口部上面の金網又は火薬庫の屋根の	御指摘を踏まえ、設備等の技術上の基準において規定されている順番に規定し、「火薬庫の通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒若しくは屋根の外面又は地下に設置する一級火薬庫の放爆用トンネルの地上の開口部上面

		外面の取替えの工事」に修正してはどうか。	の金網の取替えの工事」と修正いたします。
10	施行規則第14条第1項第1号、第2号及び第5号	第2号及び第5号に「第十三条」とあるのは「前条」とするのが適切ではないか。	御指摘のとおり修正いたします。
11	施行規則第14条第1項第3号～第5号	第5号を第3号及び第4号の前に移動することで、従来どおり「取替え」→「変更」の順に整理すべきではないか。	改正案では、設備等の技術上の基準との対比がしやすくなるよう、同基準において規定されている順番に規定しております。御意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとさせていただきます。
12	経過措置	今般の改正前後で許可を受けなければならない工事の範囲が変わるものと思われるが、許可を受けるための申請や完成後の事後届出等に関する経過措置を設ける必要はないのか。	今回の改正は変更の許可の例外である軽微な変更の工事の範囲の拡大であり、改正によって規制が強化されるものではなく、不利益を生じさせるものではないため、経過措置を設けることなく、即日施行としております。

○火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（案）に対する意見募集に寄せられたご意見の概要及びご意見に対する回答

	意見の対象	意見の要約 ※趣旨を変えない範囲で要約しています。	回答
1	例示基準（製造） 施行規則第4条第1項第12号口	「危険工室の内面に隙間がないようにし」→「危険工室の内面は隙間がないようにし」に修正。 ・理由 後半の文節の主語がなくなるため。	御指摘のとおり修正いたします。
2	例示基準（製造） 施行規則第5条第1項第17号	「火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材を一定の容器に収納し」→「火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は一定の容器に収納し」に修正。 ・理由 最後の文節の主語がなくなるため。	御指摘のとおり修正いたします。
3	例示基準（製造） 施行規則第5条の2第1項第17号	「特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材を一定の容器に収納し」→「特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は一定の容器に収納し」に修正。 ・理由 最後の文節の主語がなくなるため。	御指摘のとおり修正いたします。
4	例示基準（製造） 施行規則第8条第1項第2号	「床面の材料の取替えの工事であって、当該取替えの工事の際火薬類の製造や存置を行わない」→「取替えの工事の際当該工室等において火薬類の製造や存置を行わない」に修正。 ・理由 施行規則第8条第1項第2号中に「床面の材料の取替えの工事であって、」とあるので例示基準で繰り返す必要はないと思われる。また、製造や存置を禁ずる場所を限定するため、「当該工室等において」を追加。	御指摘を踏まえ修正いたします。
5	例示基準（製造）	「工事の際火薬類が爆発し、又は発火することを防止するための措置」として「工事の際火薬類の製造や存	御指摘のとおり修正いたします。

	施行規則第 8 条第 1 項第 2 号及び 3 号 置を行わないこととする。」とあるが「ただし、製造又は存置する火薬類が飛散するおそれがない場合であって、工事に際し、製造する又は存置する火薬類に覆いをする等火薬類が爆発し、又は発火しないような措置を講じている場合については、この限りでない。」を追加していただきたい。 ・理由 危険工室での工事についても火薬庫と同様の措置が認められるようにして頂きたい。今回の改正の主旨にも沿うことであると考える。	
6	例示基準(製造) 施行規則第 8 条第 1 項第 3 号 「照明設備をエル・イー・ディー・ランプ又はエル・イー・ディー・電灯器具に変更する工事（照明設備の位置又は数量の変更は、当該変更の工事に必要な最小限度のものに限る。）であって、当該変更の工事の際火薬類の製造や存置を行わない」→「照明設備を変更する工事（照明設備の位置又は数量の変更は、当該変更の工事に必要な最小限度のものに限る。）であって、当該変更の工事の際当該工室等において火薬類の製造や存置を行わない」に修正。 ・理由 施行規則第 8 条第 1 項第 3 号中に「照明設備をエル・イー・ディー・ランプ又はエル・イー・ディー・電灯器具に変更する工事であって、」とあるので例示基準で繰り返す必要はないと思われる。また、製造や存置を禁ずる場所を限定するため、「当該工室等において」を追加。	御指摘のとおり修正いたします。
7	例示基準(貯蔵) 施行規則第 1 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号 「取替えの工事の際火薬類の貯蔵を行わないこと。」→「取替えの工事の際当該火薬庫において火薬類の貯蔵を行わないこと」に修正。 ・理由 貯蔵を禁ずる場所を限定するため、「当該火薬庫において」を追加。	御指摘のとおり修正いたします。
8	例示基準(貯蔵) 施行規則第 1 4 条第 1 項第 3 号 「照明設備をエル・イー・ディー・ランプ又はエル・イー・ディー・電灯器具に変更する工事（照明設備の位置又は数量の変更は、当該変更の工事に必要な最小限度のものに限	御指摘のとおり修正いたします。

	る。)であって、次の基準によるものとする。」→「照明設備を変更する工事（照明設備の位置又は数量の変更は、当該変更の工事に必要な最小限度のものに限る。）であって、次の基準によるものとする。」に、 「1. 変更の工事の際火薬類の貯蔵を行わないこと。」→「1. 変更の工事の際当該火薬庫において火薬類の貯蔵を行わないこと。」に修正。 ・理由 施行規則第14条第1項第3号の条文中に「照明設備をエル・イー・ディー・ランプ又はエル・イー・ディー・電灯器具に変更する工事であって、」とあるので、例示基準で繰り返す必要はないと思われる。また、貯蔵を禁ずる場所を限定するため、「当該火薬庫において」を追加。	
9	例示基準(貯蔵) 施行規則第14条第1項第4号 「警鳴装置の感知部の変更の工事（警鳴装置の位置又は数量の変更は、当該変更の工事に必要な最小限度のものに限る。）であって、次の基準によるものとする。」→「警鳴装置の感知部の変更の工事（警鳴装置の感知部の位置又は数量の変更は、当該変更の工事に必要な最小限度のものに限る。）であって、次の基準によるものとする。」に、 「1. 変更の工事の際火薬類の貯蔵を行わないこと。」→「1. 変更の工事の際当該火薬庫において火薬類の貯蔵を行わないこと。」に、 「4. 警鳴装置の感知部の変更の工事については、」→「4. 変更の工事は、」に修正。 ・理由 感知部の位置又は数量であるため。禁止場所の限定のため。また、警鳴装置の感知部の工事であることは明白であるため。	御指摘のとおり修正いたします。
10	例示基準(貯蔵) 施行規則第16条第4号の2ニ 「火薬類が爆発し、又は発火したときに発生するガスを排出するために適当な排気孔を設け、排気孔には、盗難を防止するための措置を講ずること」のうち適当な排気孔を設けることとは、直径50mm以上の排気孔を2箇所以上設けることとする。」→「「火薬類が爆発し、又は	御指摘のとおり修正いたします。

	発火したときに発生するガスを排出するために適当な排気孔」とは、設備に2箇所以上設けた直径50mm以上の排気孔とする。」に修正。 ・理由 わかりやすくするため。	
11	例示基準(貯蔵) 施行規則第31条 第4号 「土堤の材料に施行規則第31条第5号の例示基準に示すものを使用する」→「土堤の内面の材料に施行規則第31条第5号の例示基準2. 又は3. に示すものを使用する」に修正。 ・理由 内面の土堤の勾配を90度以内で45度より急なものでよいとした規則改正の根拠と思われる爆発影響低減化検討事業報告書をみると、急勾配の内面の土堤の材料は普通の土ではなく、補強した土が前提であると思われる。ところが、現行の例示基準では、内面の土堤の材料が規則第31条第5号の例示基準「1. 土」でも良いように読めるため、補強土である同例示基準「2. ソイルセメント」か「3. ジオテキスタイルで補強した土」を用いるように限定するため、改正すべきと考える。	御指摘のとおり修正いたします。
12	例示基準(消費) 施行規則第51条 第6号 「1. 摂氏50度以下の温湯を外槽に使用した融解器により融解する。」→「1. 凍結したダイナマイト等は、摂氏50度以下の温湯を外槽に使用した融解器により融解する。」に、 「2. 摂氏30度以下に保った室内に置くことにより融解する。」→「2. 凍結したダイナマイト等は、摂氏30度以下に保った室内に置くことにより融解する。」に修正。 ・理由 従来の例示基準（「施行規則第51条第6号に規定する凍結したダイナマイト等の爆発又は発火のおそれがない適切な融解方法とは」）にあった「凍結したダイナマイト等の」を削除したため。	御指摘のとおり修正いたします。